

つくばのおさけ普及促進事業に関する要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、つくば市内の施設で開催される宴会等に対し、つくば市産の日本酒、ワイン、ビールその他の酒類（以下「地酒等」という。）を予算の範囲内において現物給付することにより、多くの人につくばの地酒等を味わってもらうことで、地酒等の普及促進を図り、もって市内産業の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「宴会等」 飲食を伴い、複数人が親睦や交流を目的として行う集まりをいう。
- (2) 「市内事業者」 つくば市内に事業所を有する法人並びに個人であって、つくば市内に所在する会場で開催される宴会等において、飲食物を提供する者をいう。
- (3) 「現物給付」 地酒等のうち、日本酒、ワイン、ビールそれぞれのカテゴリーから各1本以上を組み合わせ、つくばのおさけ推進協議会から無料で提供するものをいう。

(給付要件)

第3条 本事業の申請の対象となる宴会等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) つくば市内で開催され、かつ、市内事業者が飲食を提供するものであること。
- (2) 参加人数が50名以上であり、かつ、市内事業者が提供する飲み放題プランを選択していること。
- (3) 開催する宴会等に20歳未満の参加者がいないこと。
- (4) 現物給付した地酒等は、宴会等の乾杯に利用すること。
- (5) 会場内に地酒等のPRブースを設置すること。
- (6) 宴会等で参加者に対して、つくばのおさけ推進協議会及びつくば市からの協力を得て、地酒等の提供を行っている旨を周知すること。
- (7) 補助事業終了後に実施するアンケートに協力すること。

2 次の者は現物給付の対象としない。

- (1) つくば市暴力団排除条例（平成24年つくば市条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条2号に規定する暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者が主催又は共催するもの。
- (2) その他公的良俗に反する等、支援対象として適当でないと認められるもの。

(現物給付の数量等)

第4条 現物給付を行う地酒等の1回当たりの数量の目安は、参加人数におおむね500円を乗じた金額の市販価格とする。なお、1回の宴会に付き10万円を限度とする。

2 現物給付をする地酒等の種類は、在庫状況等により、つくばのおさけ推進協議会長（以下「会長」という。）が決定するものとする。

(申請)

第5条 現物給付を受けようとする宴会等の主催者は、宴会等の開催日の1か月前までに、宴会の開催

に関わる市内事業者の承諾を得た上で、つくばのおさけ普及促進事業申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。なお、予算上限に達した場合は受付を終了する。

（給付の決定）

第6条 会長は前条の申請があったときは、その内容を審査し、現物給付することが適当であると認めたときは、提出を受けた申請書に決定日の記載及び押印の上、申請者に返送するものとする。

2 会長は、前条の申請が不適当であると認めたときは、不給付通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 会長は、1項の規定により現物給付をすることを決定したときは、宴会等の開催前までに、宴会等において飲食物の提供を行う市内事業者に納品するものとする。

（参加人数の変更）

第7条 申請者は、給付の決定を受けた後において、参加人数の変更が生じたときは、宴会等の開催日の7日前までに会長に連絡しなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 前条の規定により現物給付の決定を受けた申請者は、現物給付が不要となったとき又は給付対象に合致しないことが明らかになったときは、発生した日から7日以内又は宴会等の開催日の5日前までのいずれかの早い日までに申請取下げ届出書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 申請者は、決定の通知を受けた宴会等が終了したときは、速やかにつくばのおさけ普及促進事業申請書（様式第1号）に市内事業者から報告日及び事業者名を記載してもらい、会長に提出しなければならない。

（決定の取消）

第10条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、現物給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）第3条に掲げる給付要件の条件に違反したとき。

（2）社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき。

（3）偽りその他不正な行為により補助を受けようとしたとき。

（4）補助事業の休止若しくは廃止又はこれと同様の状態に至ったとき。

2 会長は、前項の規定により現物給付の決定を取り消したときは、決定取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補足）

第11条 この要綱に定めるものの他、現物給付に関し必要な事項は、会長が別に定める。